

優秀賞『「不知」のない世の中へ』 吉田 弥生

「知らなかつただけなのに。知らないなら仕方ないじゃないか。」

しかし、その考え方は甘く、無知というその事自体が私たちの瑕疵だったのである。

私の所属する演劇部では、年に三回の学内公演と秋の文化祭公演が行われる。その年の文化祭公演は、既存の作品を編集し、上演を予定していた。キャストの選出、イメージ音楽の作成、告知も終わり、公演まで数週間というところにきて、部員の一人が声を上げた。

「一応著作者に、著作権許可をもらった方がいいんじゃないでしょうか。」

「著作権」という言葉は知っていたが、高校生の演劇で校内限定の無料公演だ。どうせ許可が下りるだろう、全員がそう甘く見ていた。ところが回答は「却下。」正直なせ許諾権が下りないのか納得できなかった。法的な根拠、理由が知りたくて著作権情報センターや全国高等学校演劇協議会らに相談した。そこで学んだことは、著作者がダメといえ、それが無料だろうと校内公演だろうとダメなものはダメなのだ。著作権という言葉は知っていたが、これほど厳格だとは知らなかつた。著作権をきっかけに法律について調べる過程で、刑法三十八条の言葉に出会った。

「法律を知らざるを以て罪を犯す意なしと為すことを得ず」

頭をガツンと殴られたような衝撃だった。その法律を知らなかつただけなのに、知らないからといって、罪を犯す意思がなかつたとすることはできない。私たちがあの時踏みとどまらず、そのまま公演を進めていたら、意図せずとも大きな罪を犯していたことになる。法律の知識を持って改めて周りを見渡せば、著作権に抵触の可能性のある事案が多々あることに気づいた。漫画の違法ダウンロード、ソーシャル・ネットワーキング・サービスでの引用など、利用者の若年化に伴い、理解不足に伴い法を犯すリスクが高まっている。万一訴訟となった時、きっと彼らは言うだろう「そんなつもりはなかつたし、と知らなかつただけ。」と、かつての私たちのように。

著作権について学ぶ過程で、弁護士の先生から貴重なお話を伺った。

「演劇だけでなく、映画も漫画も音楽も、全ての人が著作権を守るからこそ、安心安全に作品を楽しむことができるのです。」

著作権を守る、ということは著作者の人権を守るだけでなく、利用者の安全も守っているのだと気づいた。そして守られた著作権により、著作者の次の創作活動を後押しに繋がり、結果として利用者はさらに素晴らしい作品に出会えることになる。

この経験から私は自分の進路を決めた。大学は法学部に進み、著作権をはじめとした知的財産権を学ぶ。そして卒業後は弁護士となり、特に若年層の利用者に対して著作権理解の活動に努めたい。若年層にとって、著作権侵害のリスクはすぐ側にある。「知らなかつただけなのに」という人がいなくなるよう、皆が著作者の権利を守り、そして利用者が安心安全に作品を心から楽しめる世界に、それが最終的には更なる文化発展につながるように。これが今の私の志だ。